岩手県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第67号

岩手県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県消費生活条例施行規則(平成17年岩手県規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(条例第17条第1項第4号の不当な取引行為)	(条例第17条第1項第4号の不当な取引行為)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 前項第1号及び第3号に規定するクーリング・オフの権利	2 前項第1号及び第3号に規定するクーリング・オフの権利
とは、次に掲げる権利をいう。	とは、次に掲げる権利をいう。
(1) 割賦販売法(昭和36年法律第159号) 第4条の4第1項	(1) 割賦販売法(昭和36年法律第159号) <u>第35条の3の10</u>
に規定する <u>契約</u> の申込みの撤回又は <u>契約</u> の解除を行う権利	<u>第1項及び第35条の3の11第1項</u> に規定する <u>個別信用購入</u>
	<u>あつせん関係受領契約</u> の申込みの撤回又は <u>個別信用購入あ</u>
	<u>つせん関係受領契約</u> の解除を行う権利
(2)・(3) [略]	(2)・(3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規則は、公布の日から施行する。